

平成 30 年度から新たに創設された障がい福祉サービスの実施状況について（報告）

1 新サービス指定事業者への聞き取り調査の実施

- ・平成 30 年度から新たに創設された 4 つの障がい福祉サービスについて、その実態や課題を把握するため、現在指定を受けている事業者を訪問し、サービス提供・事業運営の実情や、制度設計上の問題点等について、聞き取り調査を実施。

※事業所数・支給決定者数は令和元年 8 月現在

(1) 就労定着支援

事業所数：62 箇所 支給決定者数：289 名
(参考) 就労移行支援 159 箇所

- ・本サービスが創設される以前は、就労移行支援事業所による就職後 6 か月を超えた方への定着支援は、就職者から相談があればそれに個別に対応する、という取り組みに留まっていた。本サービスが創設されたことで、定期的な職場訪問等による対面援助を継続（最長 3 年）し、利用者や職場の変化をいち早くキャッチして早期に問題を解決することが可能となっており、本サービスは離職を防止する機能の強化を果たすものとなっている。
- ・事業所数が増えない要因としては、多くの就労移行支援事業所では就職者がまだ少人数であるため、本サービスのために職員を配置できるだけの採算が取れないこと等があると考えられる。

(2) 自立生活援助

事業所数：9 箇所 支給決定者数：36 名

- ・1 週間程度の短い間隔で定期的に訪問することにより、利用者との間で関係性ができ、計画相談事業では困難な、地域生活を送る中で生じる日々の様々な問題をキャッチして、問題が大きくなる前に早期の解決につなげる支援が可能となっており、本サービスは地域生活の安定を図る見守り機能の強化を果たすものとなっている。
- ・現状の報酬単価では、概ね毎週 1 回の自宅訪問や、利用者からの来所や電話など訪問以外の相談への対応は難しい。
- ・事業所数が増えない要因としては、報酬の問題のほか、ヘルパー事業などで日頃から対象者宅へ訪問する仕組みがある法人等では本サービスの必要性が薄いこと等があると考えられる。

(3) 居宅訪問型児童発達支援

事業所数：0 箇所

支給決定者数：13名（※利用者は他都市の事業所を利用）

- ・筋ジストロフィーや拡張型心筋症、ドラベ症候群など、様々な難病で、人工呼吸器の使用や感染症の防止のため、外出が困難な児童に対して実施。
- ・感覚刺激や音楽療法等による児童の心身の機能の発達を促す機能を果たすほか、季節行事（クリスマス、ハロウィン等）を居宅内で開催する等、家族の力だけでは難しい「子どもらしい経験」を提供する機能も果たしている。
- ・訪問にあたっては、少なくとも児童の姿勢等を保持する人と、児童に療育を行う人が各1名、計2名（うち1名は必ず医療職）は必要となるが、現行の報酬単価では、この訪問体制を確保することは難しい。
- ・本サービスを実施するにあたっては、難病の児童の居宅へ訪問するため、疾患の特性や療育に当たっての注意点等に関して、医療機関から指導・助言を受けることができる連携体制が不可欠。
- ・市内において指定を受ける事業所が未だ出てこない要因としては、本サービスは「限りなく医療に近い福祉サービス」であり、医療職の確保など実施条件の整った事業所が非常に限られるためと考えられる。

(4) 共生型サービス

事業所数：16 箇所（※障がい福祉サービス事業所のうち共生型の指定を受けた箇所数）

（内訳）共生型訪問介護：5 箇所、通所介護：9 箇所、同短期入所：1 箇所

同地域密着型通所介護：1 箇所

（※共生型通所介護事業所からの聞き取り）

- ・利用者は、主に65歳になる前から生活介護を利用されていた方（1事業所のみ高齢新規利用者の受け入れあり）
- ・利用者の介護度は、要介護2～5、障がい支援区分は3～6。
- ・新たに認知症予防や躓き予防の筋トレ・脳トレを取り入れた事業所あり。
- ・指定を受けることにした理由は、65歳になった利用者から継続利用の希望を受けたことや、制度として出来たので指定を受けておくべきと思ったこと等。
- ・介護保険と自立支援給付の適用関係に関しては、ほとんどの事業所において、介護保険サービスで適用できるものは介護優先が原則であるが、65歳までに受けていた障がい福祉サービスの支援内容・量は保障されるものであると理解されていた（※理解の不十分な事業所には今回改めて説明を行った）。
- ・本制度の課題としては、請求事務等の負担が大きいことや、各機関によって介護保険と障がい福祉サービスの適用関係の捉え方にバラつきのあること等。

2 今後の取り組み等

- 引き続き、事業者への聞き取りや請求実績の分析等を行い、サービス提供や事業運営の実態と、実施にあたっての問題・課題の把握に取り組む。
- 報酬単価など制度設計上の問題点については、国に対して改善を要望していく。
- 利用者や関係機関に対して、新サービスに関する一層の周知に取り組む。